

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市観光ビジョンの一部改正（案）
意見募集の趣旨	多くの自然が残る黒保根地域を心と身体を癒す“リトリートの聖地”とするため、リトリート環境整備事業を推進していることから、桐生市観光ビジョンに新たに「リトリートの聖地化を目指した観光施策」の項目を加えるものです。 ※観光ビジョン一部改正（案）内の赤字箇所が追加・修正箇所です。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）～7 月 14 日（月）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所観光交流課へ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所観光交流課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kanko@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・桐生市観光ビジョンの一部改正（案）
担当	産業経済部 観光交流課 観光振興担当 電話 0277-44-0754（直通）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。